

平成 20 年 5 月 2 日

各 位

埼玉県川口市飯塚一丁目 18 番 8 号  
株式会社 アドミラルシステム  
代表取締役会長兼社長 丸山 治昭  
(コード番号：2351 東証マザーズ)  
問合せ先 専務取締役 青木 邦哲  
(Tel:048-259-5111)

## 「内部統制システムの基本方針」の見直しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの基本方針」を見直し、改めて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「A S J 行動基準」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指す。

内部監査体制の構築・維持については、社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用するものとする。

なお、当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書取扱規程」において定める。

責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限に留めるよう努める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役

会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、職務権限基準表その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定める。

業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行う。

#### **5．企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「関係会社管理規程」を定め、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定めるとともに、子会社取締役と意思疎通を図ることで、企業集団における情報の共有と職務執行の適正を確保することに努めるものとする。

#### **6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

#### **7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、また、重要な決済資料及び関係資料を閲覧できるものとする。

取締役及び使用人は、重大な定款違反、法令違反及び不正な行為ならびに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

#### **8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行する。また、監査役は必要に応じて、会計監査人に報告を求めるものとする。

以 上